

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○都営住宅の廃止……………	一
………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…	
○都営住宅の使用料の変更……………	二
………（同）……………	
○都営住宅の名称、位置、使用料等……………	四
………（同）……………	
○都営改良住宅の使用料の変更……………	五
………（同）……………	
○都営住宅の駐車場の区画数変更……………	六
………（同）……………	
○知事指定薬物の指定……………	六
………（保健医療局健康安全部薬務課）……………	
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………	七
………（建設局道路管理部監察指導課）……………	
○都立公園の位置、区域及び面積の変更……………	九
………（建設局公園緑地部公園課）……………	
○港湾施設の供用開始……………（港湾局港湾経営部経営課）……………	一〇
………（同）……………	
○警視庁組織規則の一部を改正する規則……………	一〇
………（同）……………	
○東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………	一〇
………（同）……………	
○平成十四年警視庁告示第七十八号（東京都道路交通規則に基づく警視総監の指定に関する告示）の全部改正……………	一〇

告示

●東京都告示第八百七十号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。

令和七年八月二十九日

東京都知事 小池 百合子

名 称

位 置

構造及び規模

戸 数

花畑アパート
(3号棟)

足立区花畑七丁目十番

中層耐火 三七・三平方メートル

四〇戸

多摩ニュータウン諏訪団地
(4・2・3号棟)

多摩市諏訪四丁目二番地

同右 三六・四平方メートル

三二戸

多摩ニュータウン和田団地
(3・1・9号棟)

多摩市和田三丁目一番地

同右 三七・三平方メートル

五〇戸

●東京都告示第八百七十一号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
ように変更し、令和七年九月一日から実施するので、同条
第三項の規定により告示する。

令和七年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名	称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（1号棟）		港区芝5-18	34.3	2	33,000	89,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（12号棟）		新宿区戸山2-12	33.8	1	28,100	78,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（17号棟）		新宿区戸山2-17	38.3	1	31,800	80,500
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（25号棟）		新宿区戸山2-25	41.3	1	34,700	96,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（28号棟）		新宿区戸山2-28	43.3	1	36,700	84,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（11号棟）		新宿区戸山2-11	40.3	1	34,700	90,500
一般都営	中層耐火	花園町アパート（1号棟）		新宿区新宿1-15	32.6	1	27,200	85,700
一般都営	高層耐火	早稲田アパート（1号棟）		新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,000	55,800
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート（35号棟）		墨田区文花1-28	37.8	1	25,800	52,900
一般都営	中層耐火	八広三丁目アパート（6号棟）		墨田区八広3-21	32.6	1	22,000	39,000
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート（6号棟）		墨田区立花1-27	42.2	1	29,800	58,800
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート（1号棟）		墨田区江東橋4-30	43.9	2	33,100	69,200
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート（2号棟）		墨田区立花6-8	55.9	3	40,400	81,500
一般都営	中層耐火	枝川三丁目アパート（6号棟）		江東区枝川3-4	42.3	2	34,900	78,000
一般都営	中層耐火	東砂一丁目第2アパート（2号棟）		江東区東砂1-5	42.3	1	34,000	57,600
一般都営	高層耐火	東砂七丁目アパート（35号棟）		江東区東砂7-17	51.2	1	41,900	79,600
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート（2号棟）		江東区大島8-42	33.7	1	25,700	34,200
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート（2号棟）		江東区東陽3-22	34.4	1	27,900	41,900
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート（2号棟）		江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	57,300
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート（7号棟）		江東区南砂1-1	42.2	1	33,800	57,200
一般都営	高層耐火	南砂六丁目アパート（2号棟）		江東区南砂6-5	51.2	1	43,400	93,100
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート（4号棟）		江東区東雲2-4	51.2	2	42,500	96,900
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート（13号棟）		江東区扇橋3-20	55.9	1	46,700	78,200
一般都営	高層耐火	森下三丁目アパート（9号棟）		江東区森下3-13	54	1	45,100	89,200
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート（4号棟）		品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	114,300
一般都営	中層耐火	八潮五丁目アパート（5号棟）		品川区八潮5-1	62.1	1	54,400	105,600
一般都営	高層耐火	荻中三丁目アパート（18号棟）		大田区荻中3-27	42.2	1	34,100	67,800
一般都営	中層耐火	玉川台二丁目アパート（1号棟）		世田谷区玉川台2-6	59.6	1	51,100	134,800
一般都営	中層耐火	弦巻五丁目アパート（2号棟）		世田谷区弦巻5-3	39	1	30,900	79,700
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート（36号棟）		渋谷区東2-25	34.4	2	30,200	89,000
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート（2号棟）		杉並区上井草4-17	39	1	28,300	68,200
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート（1号棟）		豊島区南大塚2-36	42.2	3	35,800	67,700
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート（2号棟）		豊島区南大塚2-36	37.3	3	31,100	63,300

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）	
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート（3号棟）	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	85,200
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート（4号棟）	豊島区駒込2-2	51.2	2	43,200	85,200
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート（5号棟）	北区王子本町3-12	31.9	1	24,100	59,100
一般都営	中層耐火	上中里二丁目アパート（14号棟）	北区上中里2-13	39	1	29,400	62,600
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート（3号棟）	北区赤羽北3-9	51	1	40,800	85,300
一般都営	高層耐火	前野町四丁目第2アパート（1号棟）	板橋区前野町4-36	43.9	1	33,100	56,100
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第4アパート（10号棟）	板橋区坂下1-36	51	1	38,500	73,300
一般都営	中層耐火	宮本町アパート（1号棟）	板橋区宮本町58-1	33.4	1	24,100	53,100
一般都営	中層耐火	東大泉六丁目アパート（2号棟）	練馬区東大泉6-36	61.5	1	50,100	111,800
一般都営	中層耐火	練馬春日町五丁目第2アパート（4号棟）	練馬区春日町5-30	51.0	1	39,800	82,600
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目第2アパート（1号棟）	練馬区富士見台3-13	55.9	1	43,400	95,800
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目第2アパート（1号棟）	練馬区富士見台3-13	48.1	1	37,400	82,500
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート（7号棟）	練馬区北町6-7	55.9	1	43,500	98,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート（31号棟）	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,600	50,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート（34号棟）	練馬区石神井町1-1	36.4	1	26,700	59,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート（47号棟）	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,400	53,200
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目アパート（1号棟）	練馬区関町北3-33	55.9	1	43,000	90,400
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート（1号棟）	足立区中央本町5-15	48.1	1	34,700	71,300
一般都営	中層耐火	伊興町本町アパート（1号棟）	足立区伊興5-2	59.6	1	43,100	86,800
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート（11号棟）	足立区西保木間3-12	42.3	1	29,300	45,800
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート（2号棟）	足立区西保木間1-2	55.9	1	40,600	81,600
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート（3号棟）	足立区西保木間1-3	48.1	1	34,900	70,300
一般都営	高層耐火	梅田三丁目アパート（23号棟）	足立区梅田3-2	51.2	1	36,700	72,000
一般都営	高層耐火	梅田三丁目アパート（23号棟）	足立区梅田3-2	59.6	2	42,700	83,800
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート（19号棟）	足立区弘道2-13	48.1	1	34,700	70,600
一般都営	中層耐火	第1保木間アパート（4号棟）	足立区保木間1-24	33.4	1	22,400	40,500
一般都営	中層耐火	谷在家アパート（11号棟）	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,000	44,200
一般都営	高層耐火	千住元町アパート（2号棟）	足立区千住元町34	37.9	1	26,200	38,300
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート（4号棟）	足立区鹿浜5-24	33.4	1	22,200	39,000
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート（11号棟）	足立区鹿浜5-24	41.0	1	27,800	49,000
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート（1号棟）	足立区花畑8-3	41.7	1	27,700	45,500
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート（4号棟）	足立区花畑8-3	41.7	1	27,700	45,500
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート（16号棟）	足立区花畑8-5	36.4	1	23,800	39,700

種 類	構 造	名	称 位	置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	中層耐火	舎人町アパート（10号棟）		足立区舎人6-10	42.3	1	29,300	45,500
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート（1号棟）		足立区花畑2-16	51.0	1	35,100	53,400
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目第2アパート（3号棟）		足立区竹の塚7-4	39.0	1	27,500	52,200
一般都営	中層耐火	六月二丁目アパート（17号棟）		足立区六月2-11	51.0	1	36,500	71,700
一般都営	中層耐火	青井三丁目アパート（1号棟）		足立区青井3-10	51.0	1	37,100	78,700
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート（4号棟）		足立区入谷8-16	55.9	1	39,100	73,400
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート（2号棟）		葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	74,600
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート（5号棟）		葛飾区西水元5-9	59.6	1	42,700	78,800
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート（12号棟）		江戸川区平井3-4	34.4	1	25,200	49,500
一般都営	高層耐火	平井三丁目アパート（2号棟）		江戸川区平井3-5	51.2	1	40,000	77,900
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート（1号棟）		江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,200	77,700
一般都営	中層耐火	本一色町アパート（2号棟）		江戸川区本一色3-33	53.6	1	40,400	71,900
一般都営	中層耐火	立川錦町六丁目アパート（1号棟）		立川市錦町6-6	55.9	1	32,300	78,400
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート（5号棟）		武蔵野市境5-15	55.9	1	42,400	102,800
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート（3号棟）		三鷹市下連雀7-15	59.6	1	44,400	109,000
一般都営	中層耐火	奉礼四丁目アパート（15号棟）		三鷹市奉礼4-1	51.0	1	37,100	87,300
一般都営	中層耐火	三鷹大沢二丁目アパート（27号棟）		三鷹市大沢2-20	39.0	1	26,100	49,000
一般都営	中層耐火	中原四丁目第1アパート（1号棟）		三鷹市中原4-17	42.3	1	29,700	54,100
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート（2号棟）		調布市富士見町3-19	51.1	1	30,900	84,600
一般都営	中層耐火	調布ヶ丘二丁目第2アパート（1号棟）		調布市調布ヶ丘2-36	59.6	1	37,600	104,100
一般都営	高層耐火	木曽森野第1アパート（B-1号棟）		町田市木曽東1-2	61.5	1	39,200	89,300
一般都営	高層耐火	成瀬アパート（5号棟）		町田市成瀬7-10	55.9	1	30,900	70,100
一般都営	中層耐火	山崎町アパート（4号棟）		町田市山崎町840	60.9	1	31,700	61,100
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート（10号棟）		町田市相原町3190-10	55.9	1	29,700	64,900
一般都営	中層耐火	上水南町アパート（2号棟）		小平市上水南町3-1	55.9	1	32,200	80,500
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート（4号棟）		東村山市秋津町5-1	60.5	1	36,500	82,800
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート（3号棟）		西東京市南町3-23	60.5	1	38,400	97,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート（3号棟）		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,800	47,700
一般都営	中層耐火	八幡町第1アパート（5号棟）		東久留米市八幡町2-11	41.7	2	21,900	41,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（5-2-7号棟）		多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,200	32,200
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（3-1-1号棟）		多摩市諏訪3-1	58.0	1	30,600	67,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地（2-4-3号棟）		多摩市貝取2-4	55.9	1	29,500	56,400
一般都営	中層耐火	稲城松葉アパート（1号棟）		稲城市矢野口1780-1	62.1	2	33,100	84,200

●東京都告示第八百七十二号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づ
き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
第三条第三項の規定により告示する。

令和七年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料（月額一戸につき）	近傍同種の住宅の家賃（月額一戸につき）
南小岩二丁目アパート （22号棟）	江戸川区南小岩二丁目四番	中層耐火	二五戸	三〇、〇〇〇円	九一、八〇〇円
同右	同右	同右	同右	三五、〇〇〇円	一〇七、二〇〇円
同右	同右	同右	五戸	四一、四〇〇円	一二七、二〇〇円
同右	同右	同右	同右	四九、六〇〇円	一五二、一〇〇円

●東京都告示第八百七十三号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三
条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和七年九月一
日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。
令和七年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	使 用 料 (円、月額／戸)
改良	中層耐火	西大久保アパート（3号棟）	新宿区大久保3-13	34.8	1	27,700
改良	中層耐火	西大久保アパート（4号棟）	新宿区大久保3-13	32.8	1	26,300
改良	中層耐火	長延寺アパート（1号棟）	新宿区市谷長延寺町8	32.6	1	26,100
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート（1号棟）	新宿区富久町22-24	37.5	1	31,100
改良	高層耐火	白鬚東アパート（17号棟）	墨田区堤通2-10	63.4	2	45,700
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート（52-1号棟）	渋谷区幡ヶ谷2-52	36.4	1	30,800

●東京都告示第八百七十四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和七年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子
名 称 位 置 区画数
南小岩二丁目アパート 江戸川区南小岩二丁目四番
駐車場

●東京都告示第八百七十五号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和七年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和七年八月三十日

【別表】

	化学名	通称名
(1)	(8R)－1－ベンゾイル－N，N－ジエチル－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド及びその塩類	1Bz－LSD
(2)	tert－ブチル 3－[2－(ジメチルアミノ)エチル] インドール－1－カルボキシレート及びその塩類	NBoc－DMT、NB－DMT
(3)	(4S，5S)－5－(4－フルオロフェニル)－4－メチル－4，5－ジヒドロオキサゾール－2－アミン、(4R，5R)－5－(4－フルオロフェニル)－4－メチル－4，5－ジヒドロオキサゾール－2－アミン及びそれらの塩類	4F－4－MAR、4－fluoro－4－Methylaminorex、para－fluoro－4－methylaminorex、4F－MAR、4－FPO

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

令和七年八月二十九日

東京都知事 小池 百合子
都道神湊八重根港線

八丈島八丈町大賀郷二千八百三十九番
二地内から同町三根千二十九番三十一

地先まで
別図表示のとおり

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

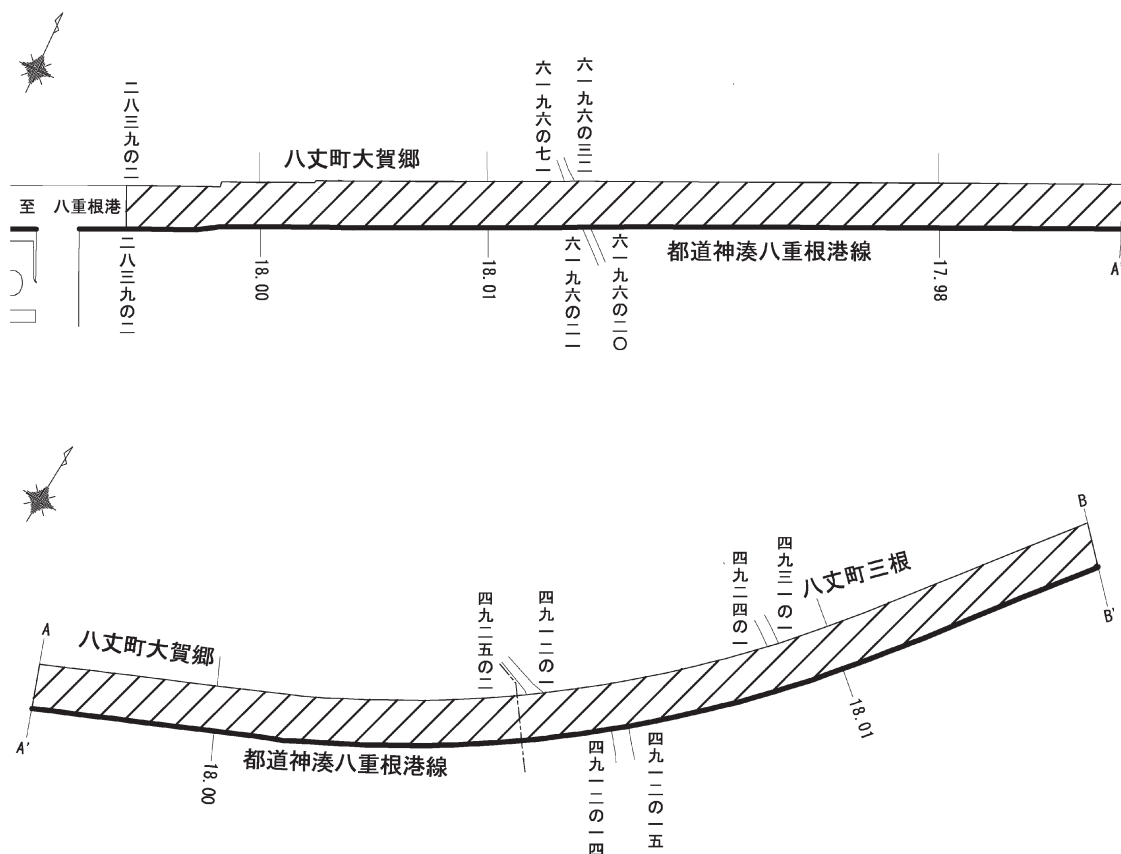
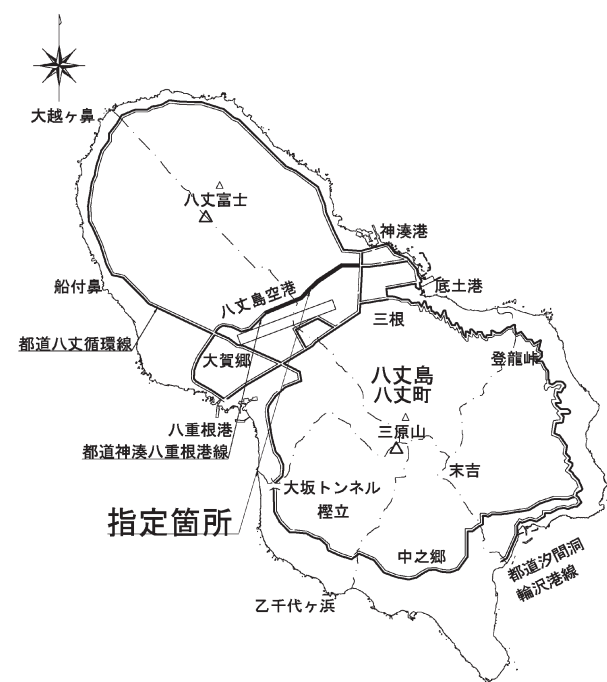
都道神湊八重根港線

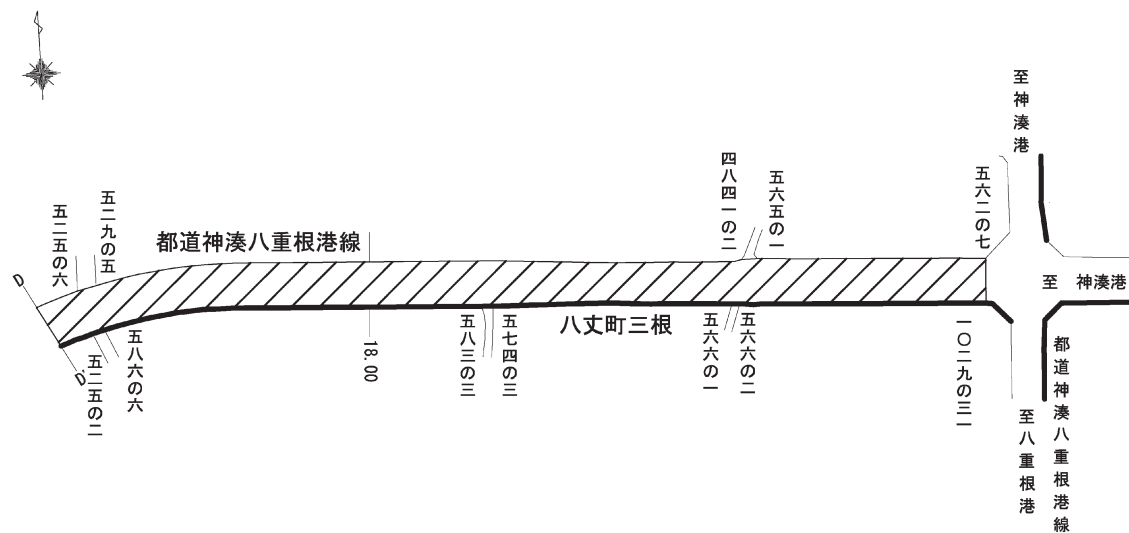
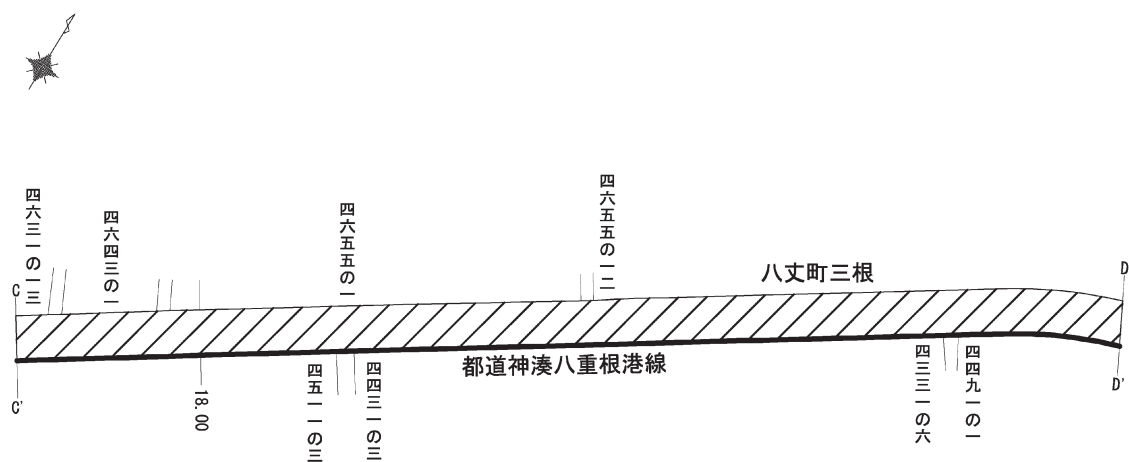
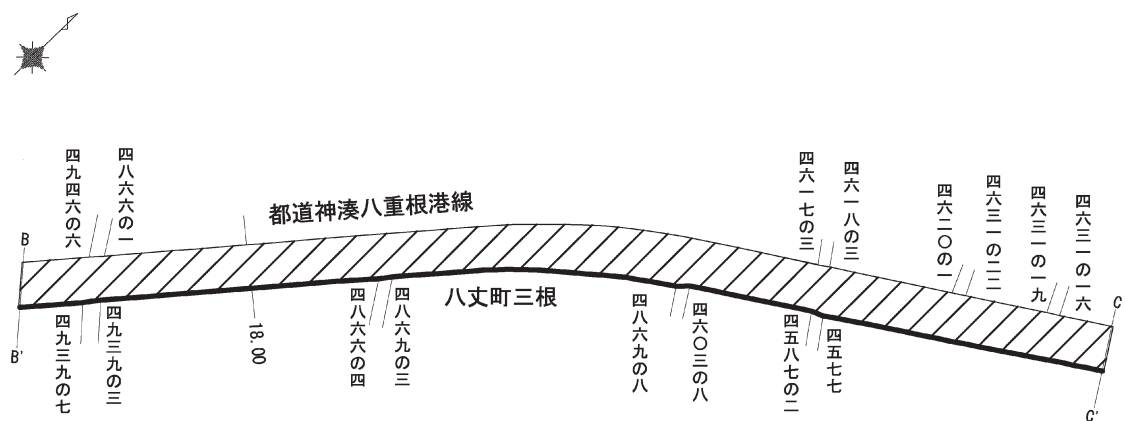
八丈島八丈町大賀郷、三根

指定区間
町道
都道

延長 二、〇七〇・六一メートル

(電線共同溝予定名称 神湊八重根港・四号)





●東京都告示第八百七十七号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）
第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及
び面積を次のとおり変更する。

令和七年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

公園名 変更内容 変更年月日

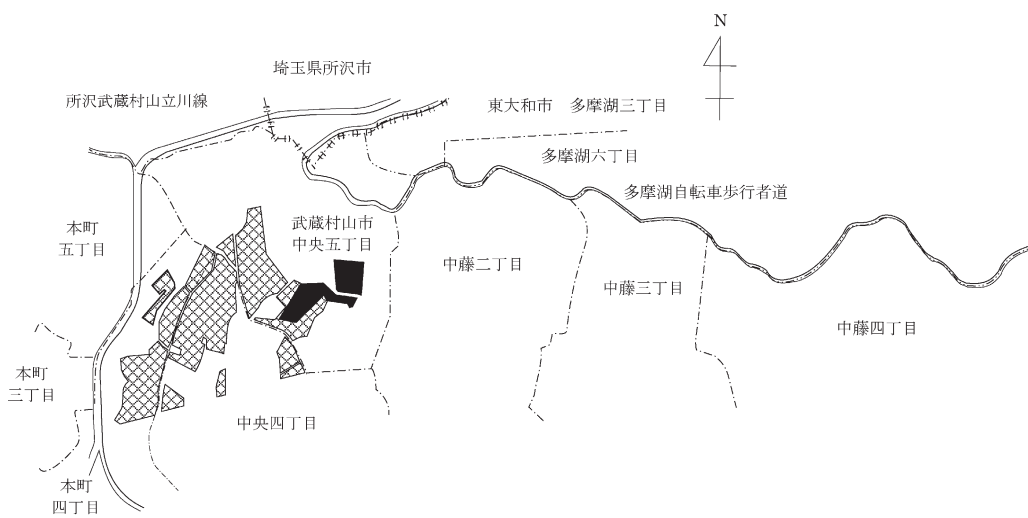
東京都立中藤公園 別図のとおり 令和七年九月一日

別図

東京都立中藤公園 区域変更略図

変更箇所 武蔵村山市中央五丁目

変更前の区域	面積	六〇、六九七・二五	平方メートル
追加区域	面積	八、一八二・五一	平方メートル
変更後の面積		六八、八七九・七六	平方メートル



●東京都告示第八百七十八号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、次の港湾施設を設置し、供用を開始する。

令和七年八月二十九日

種類	名称	規模	所在地	開始年月日
清掃施設	中央防波堤内側 びら物用清掃車	一台	江東区海の森一丁目二番二号	令和七年九月一日

規則（公）

警視庁組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 8 月 29 日

東京都公安委員会
委員長 廣 瀬 道 明

●東京都公安委員会規則第11号

警視庁組織規則の一部を改正する規則

警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第39条に次の1号を加える。

(7) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）に規定する指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止違反の捜査に関すること。

第43条中第14号を第15号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に

関すること（他の分掌に属するものを除く。）。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 8 月 29 日

東京都公安委員会
委員長 廣 瀬 道 明

●東京都公安委員会規則第12号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「、第1項」を「、前項」に改め、同条第11項中「第4項」を「第5項」に改め、「（法第101条の2の2第1項の規定による申請を除く。）」を削り、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、同条第8項中「前5項」を「第3項から第6項まで及び前項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「（運転免許更新センターにおいて受理する申請に限る。次項から第7項までにおいて同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定免許情報の記録の申請、法第95条の2第4項に規定する免許証の返納の届出又は免許情報記録の抹消の届出は、前2項の規定にかかわらず、警視總監が指定する試験場長（運転免許更新センターにおいて受理する申請に限る。次項から第6項まで及び第8項において同

じ。）又は警察署長を経由して行うことができる。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。

告 示（警）

●警視庁告示第217号

平成14年5月28日警視庁告示第78号（東京都道路交通規則に基づく警視總監の指定に関する告示）の全部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月 29 日

警視總監 迫 田 裕 治

東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）第19条第3項から第6項まで及び第8項の規定に基づく試験場長及び警察署長の指定は、次のとおりとする。

1 規則第19条第3項、第4項及び第6項の規定により警視總監が指定する運転免許試験場長及び警察署長は、次の表のとおりとする。

鯨洲運転免許試験場場長（神田運転免許更新センター）
府中運転免許試験場場長（新宿運転免許更新センター）
田園調布警察署長
世田谷警察署長
成城警察署長
板橋警察署長
石神井警察署長
下谷警察署長
竹の塚警察署長

本所警察署長
立川警察署長
青梅警察署長
高尾警察署長
町田警察署長

- 2 規則第19条第5項の規定により警視總監が指定する運転免許試験場長は、鮫洲運転免許試験場長（神田運転免許更新センターにおいて受理する申請に限る。）とする。
- 3 規則第19条第8項の規定により警視總監が指定する運転免許試験場長及び警察署長は、次の表のとおりとする。

鮫洲運転免許試験場長（神田運転免許更新センター）
府中運転免許試験場長（新宿運転免許更新センター）
世田谷警察署長
板橋警察署長
立川警察署長

- 4 運転免許更新センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 警視庁神田運転免許更新センター
東京都千代田区内神田一丁目1番5号 東京都産業労働局神田庁舎内
- (2) 警視庁新宿運転免許更新センター
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎内
- 附 則
- この告示は、令和7年9月1日から施行する。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

